

健康と畜牛のBSE検査見直し を含むBSE対策について

平成28年12月
厚生労働省

国内対策の概要



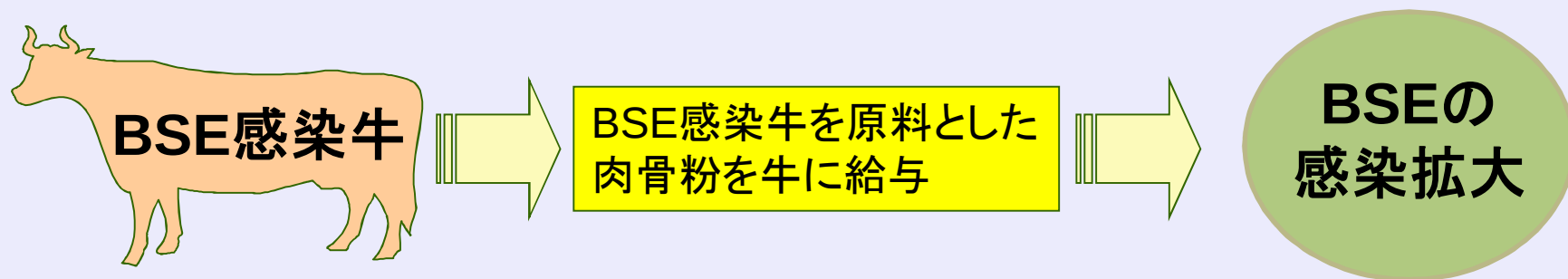
■ BSEとは

○BSEは牛の病気の一つ。

「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡する。

【感染経路】

○この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられている。



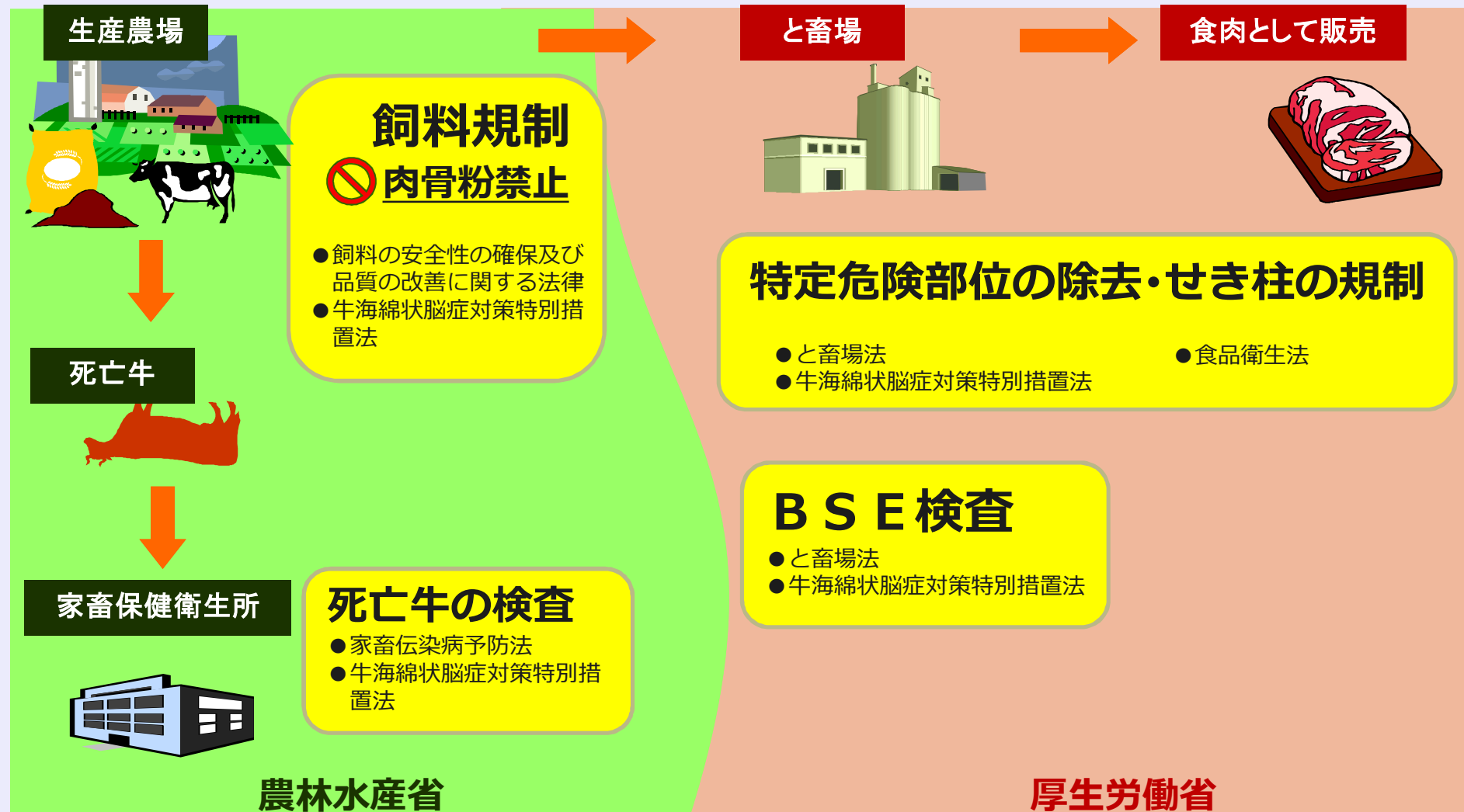
○BSEに感染した牛では、BSEプリオンが、牛の脳・せき髄・回腸の一部などに蓄積。

【人への影響】

○1995年に、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が初めて確認され、vCJDはBSEとの関連性が示唆されている。

■ 国産牛のBSE対策の概要

- 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



■ と畜場法の概要

(目的)

と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生上の見地から必要な規制その他措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。

(対象 (= 獣畜))

牛、馬、豚、めん羊及び山羊

(獣畜のとさつ・解体)

基本的にと畜場以外の場所での、食用目的での獣畜のとさつは禁止



と畜場において、都道府県知事が行う検査が必要

都道府県知事・保健所設置市長に任命された
と畜検査員（都道府県・保健所設置市の獣医師）が
対象獣畜 1 頭毎に検査を実施

＜と畜場数（平成 26 年度末）＞

198施設

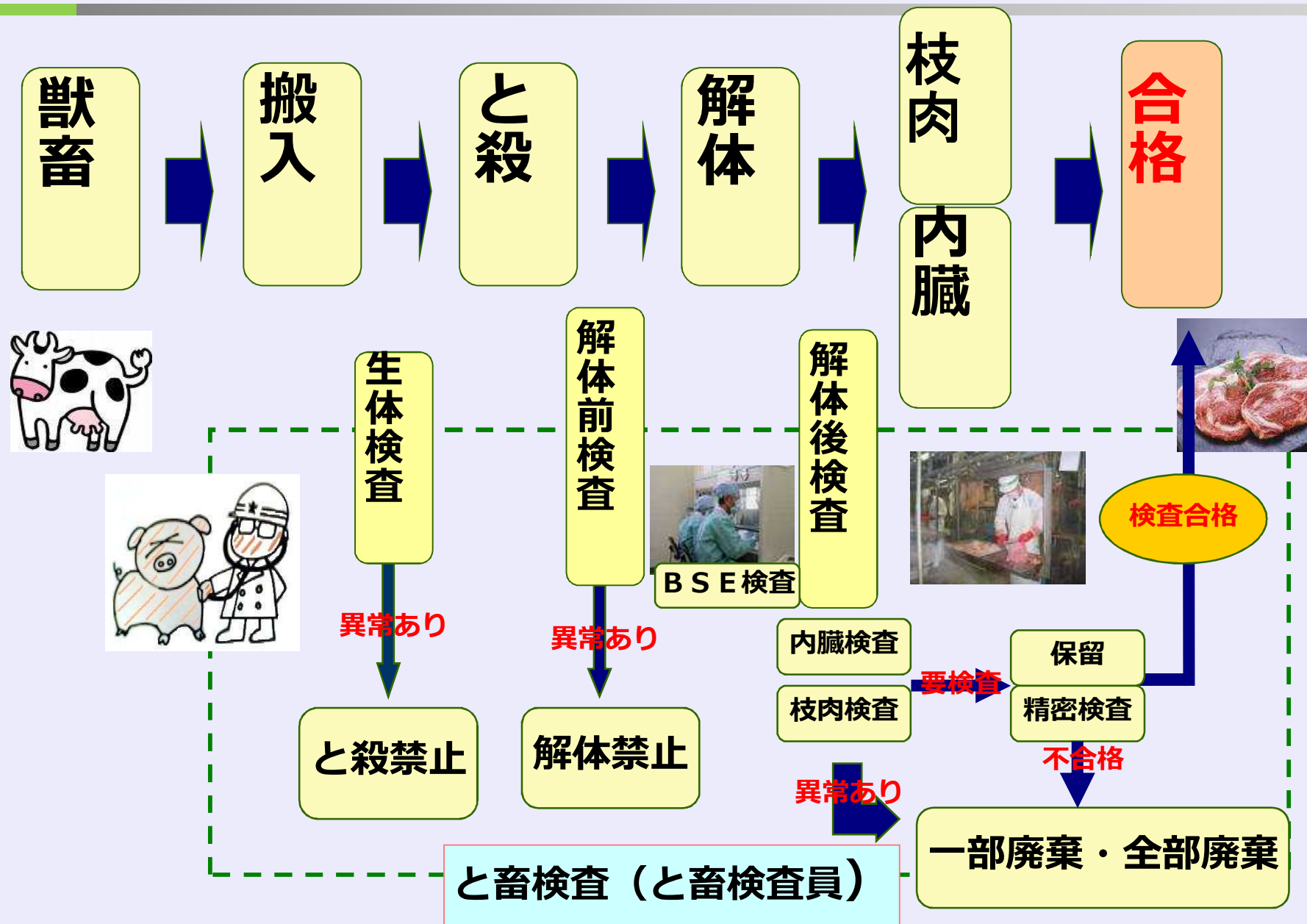
出典：厚生労働省食肉検査等情報還元調査

＜と畜検査員数（平成 26 年度末）＞

2,575人

出典：厚生労働省衛生行政報告例

■ と畜検査の流れ



■ と畜検査の対象疾病・処分別実頭数

1. 家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病

・・・伝達性海綿状脳症※、口蹄疫、牛疫、ブルセラ病 等

2. 家畜伝染病予防法に規定する届出伝染病

・・・牛白血病、レプトスピラ症、サルモネラ症 等

3. その他厚生労働省令が定める疾病

・・・Q熱、リステリア症 等

4. 潤滑油の付着その他厚生労働省令が定める異常

・・・黄疸、水腫、腫瘍 等

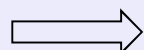
※伝達性海綿状脳症とは
プリオン病とも呼ばれ、BSE（牛海綿状脳症）のほかに、
めん羊・山羊のスクレイピー、鹿慢性消耗病（CWD）等が含まれる。

<と畜場における処分別実頭数（平成26年度）>



牛

と畜頭数
1,152,905頭



と畜禁止

59頭

全部廃棄

9,321頭

一部廃棄

758,682頭

牛の疾病別処分頭数のほとんどが、4.潤滑油の付着その他厚生労働省令が定める異常である。

・敗血症
（19件）
・尿毒症
（9件）
・黄疸
（9件）

・水腫
（2,936件）
・敗血症
（1,817件）
・炎症又は炎症
産物による汚染
（1,030件）

・炎症又は炎症
産物による汚染
（612,611件）
・変性又は萎縮
（194,991件）
・水腫
（21,735件）

出典：厚生労働省食肉検査等情報還元調査



■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3 H12. 12					英国産：禁止 EU産：禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H14. 6 H15. 5 H15. 12	全頭検査	・除去・焼却義務づけ -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布	カナダ産：禁止 米国産：禁止	
H16. 2		・せき柱も使用禁止			
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上		・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1～7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2		・30か月齢超のせき柱使用禁止		30か月齢以下	
H25. 4	30か月齢超	- 除去・焼却義務づけ ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部	・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定		フランス、オランダ輸入再開 【以降の再開国】 アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン
H25. 7 H27. 3	48か月齢超	・頭部の皮を除外、脊柱の取扱の変更			

BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

確認時の月齢

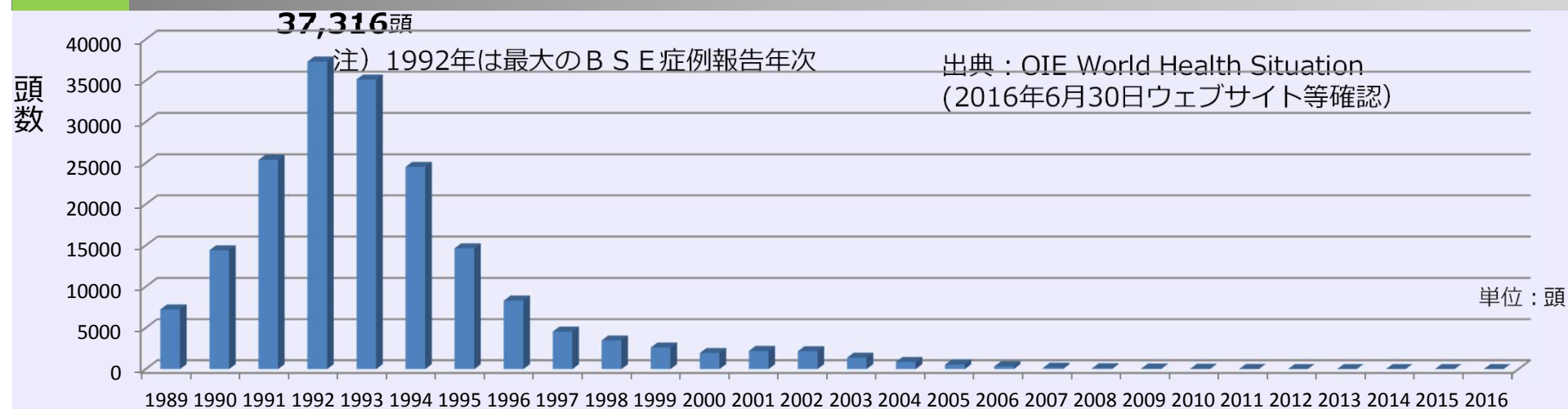
	B S E 検査頭数 (と畜場)	B S E 確認頭数 ^(注)	(平成28年(2016年)3月31日現在)				
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度 (2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度 (2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度 (2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度 (2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度 (2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度 (2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度 (2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度 (2008)	1,241,752	1					1
平成21年度 (2009)	1,232,496	0					
平成22年度 (2010)	1,216,519	0					
平成23年度 (2011)	1,187,040	0					
平成24年度 (2012)	1,194,959	0					
平成25年度 (2013)	447,714						
4～6月	289,933	0					
7～3月	157,781						
平成26年度 (2014)	195,640	0					
平成27年度 (2015)	189,241	0					
合計	14,879,806	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

(注) () はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認

(注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。



世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)	(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)		(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)		(1,656)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)		(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)		(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(144)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)		(467)
(リヒテンシュタイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2		184,627
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-		3
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1		21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-		36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

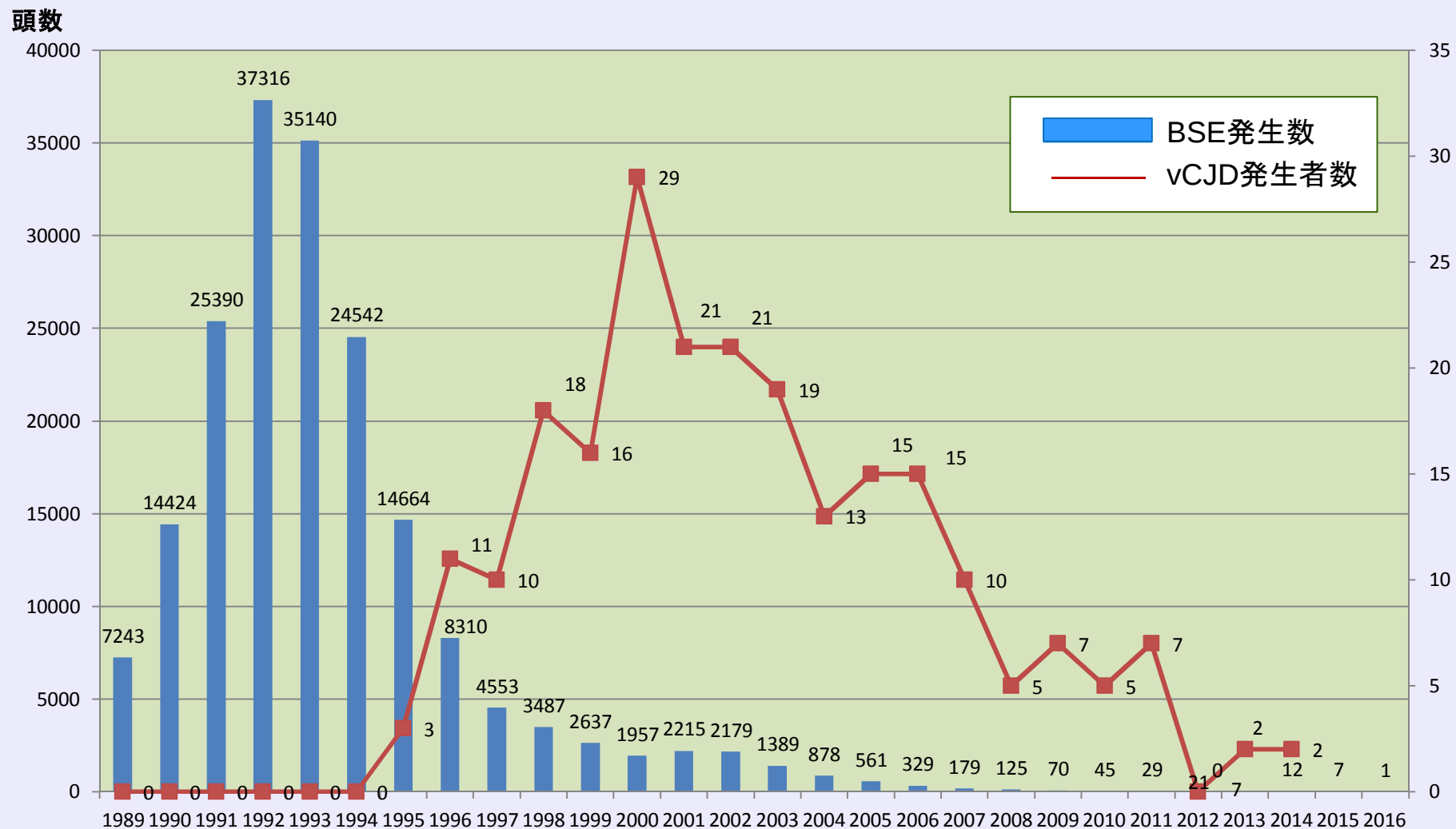
(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数



サーベイランスは1990年5月から開始

資料: OIE” Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) in farmed cattle worldwide: 2016/3/25
vCJD数 vCJD cases Worldwide (EUROJCJD): 2015/5



世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数

世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数（BSE:頭、vCJD:人）

	国名	BSE	vCJD
(1)	英国	184,627	178※2
(2)	アイルランド	1,656	4※3
(3)	ポルトガル	1,083	2
(4)	フランス	1,027	27※4
(5)	スペイン	788	5
(6)	スイス	467	—
(7)	ドイツ	421	—
(8)	イタリア	144	3
(9)	ベルギー	133	—
(10)	オランダ	88	3
(11)	ポーランド	74	—
(12)	日本	36	1※5
(13)	チェコ	30	—
(14)	スロバキア	25	—
(15)	カナダ	21	2※5
(16)	デンマーク	16	—
(17)	スロベニア	9	—
(18)	オーストリア	8	—
(19)	米国	3※1	4※6
(19)	ルクセンブルク	3	—
(21)	リヒテンシュタイン	2	—
(21)	ルーマニア	2	—
(21)	ブラジル	2	—
(24)	フィンランド	1	—
(24)	ギリシャ	1	—
(24)	イスラエル	1	—
(24)	スウェーデン	1	—
	サウジアラビア		1
	台湾		1

- ◆ 飼料規制等のBSE対策の結果、各国のBSE発生頭数は近年、急激に減少（約3万7千頭（1992年、発生のピーク）→7頭（2015年））。

（出典）

- BSE発生頭数については、OIE（国際獣疫事務局）（2016年6月30日時点）、日本については2016年11月時点。
- vCJD患者数については、英国保健省（2016年11月時点）等（日本のデータは2016年11月時点）
- なお、表中の“—”は、vCJDの報告がないことを示す。

※1 OIEの統計によると、2003年12月に報告された米国での発生例はカナダから輸入された牛であるため、カナダの発生頭数にカウントされている。

※2 うち3名は輸血による感染例

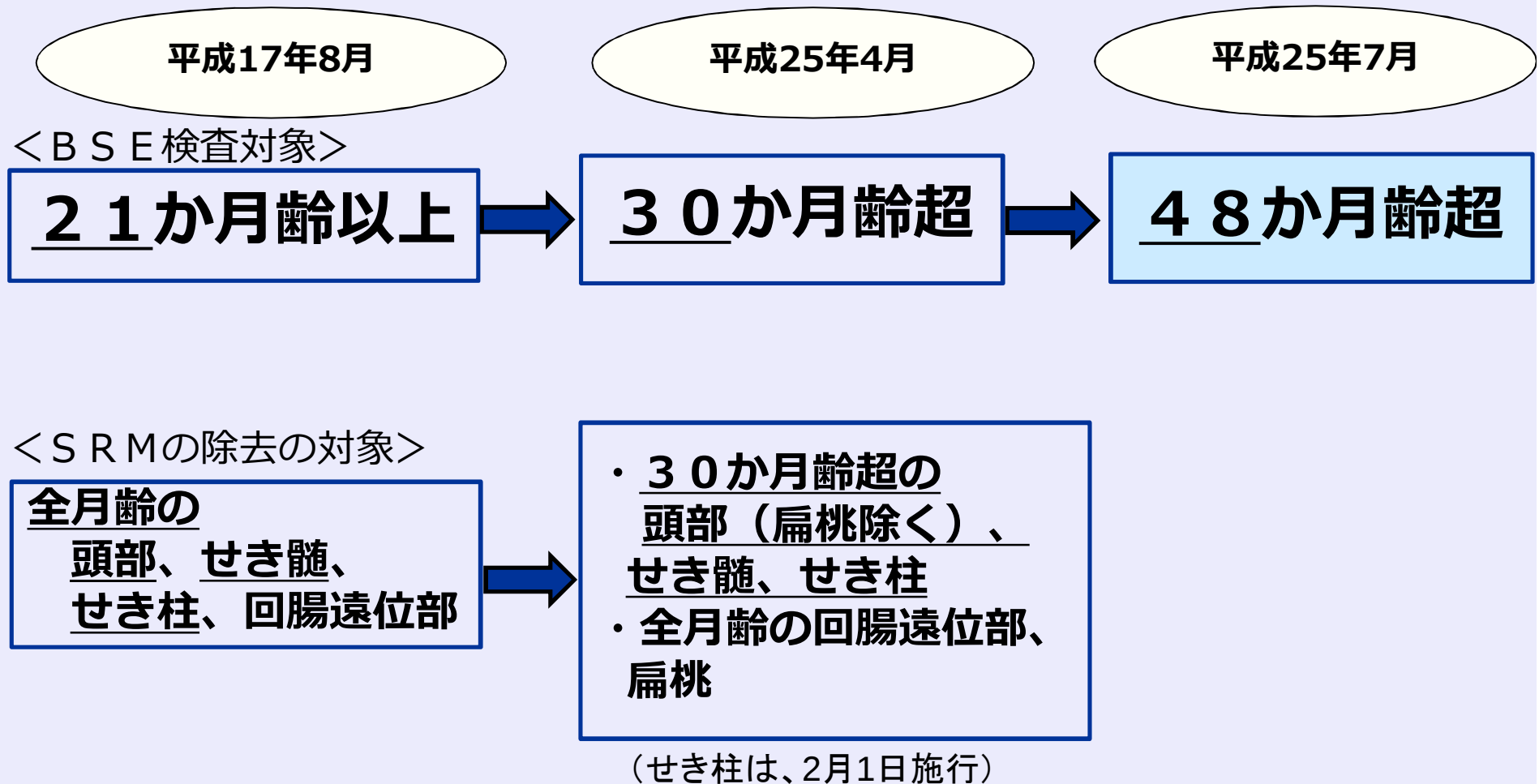
※3 うち1名は英国滞在歴のある患者。

※4 うち1名は英国に定期的に滞在。

※5 英国滞在歴のある患者。

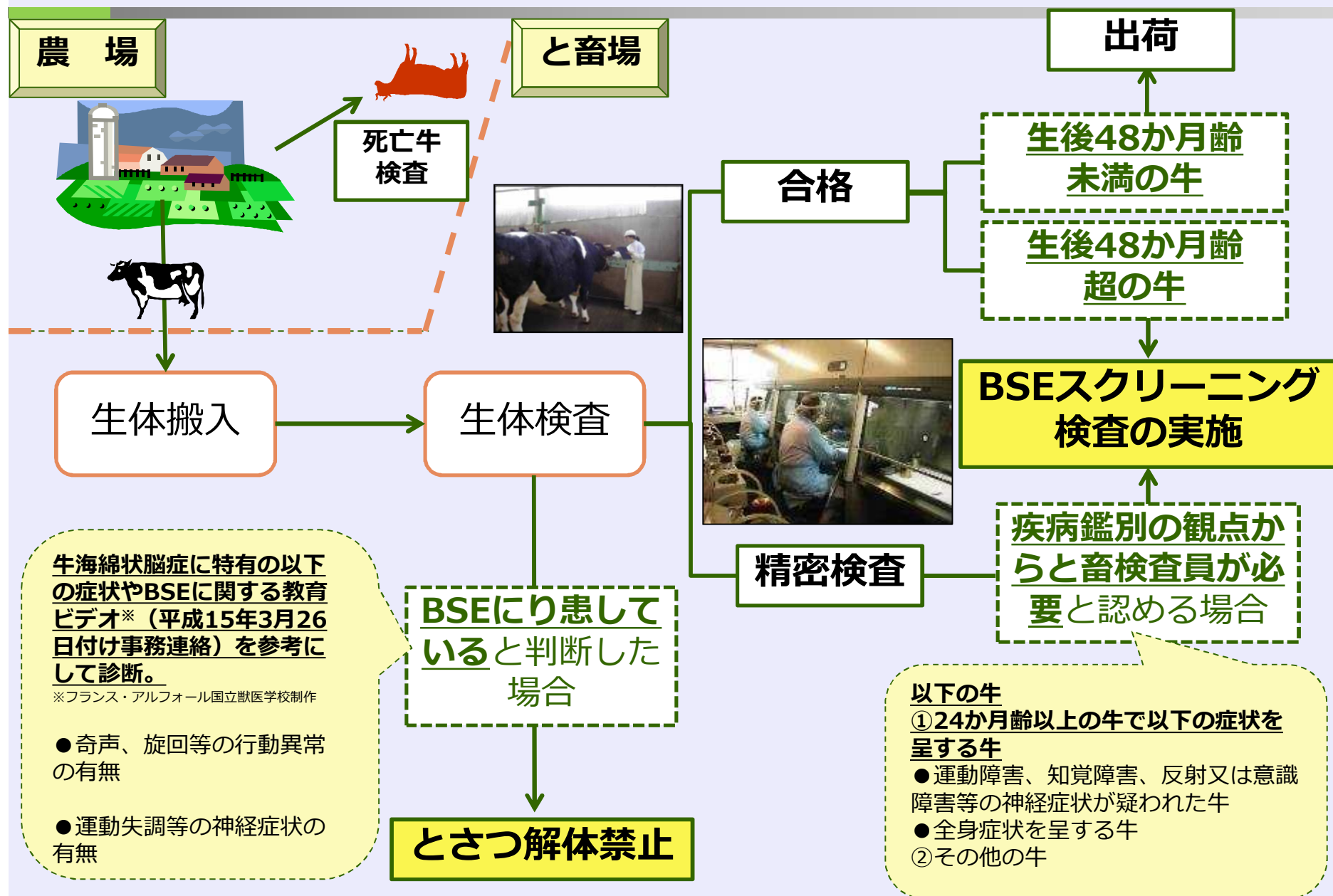
※6 4名の内訳：在米英国人（2名）、在米サウジアラビア人（1名）、外国産まれの米国人（1名）。

■ 平成25年の国内措置の見直し ～検査対象・SRMの除去の対象～



※平成25年5月28日、OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

と畜場における生体検査及びBSE検査

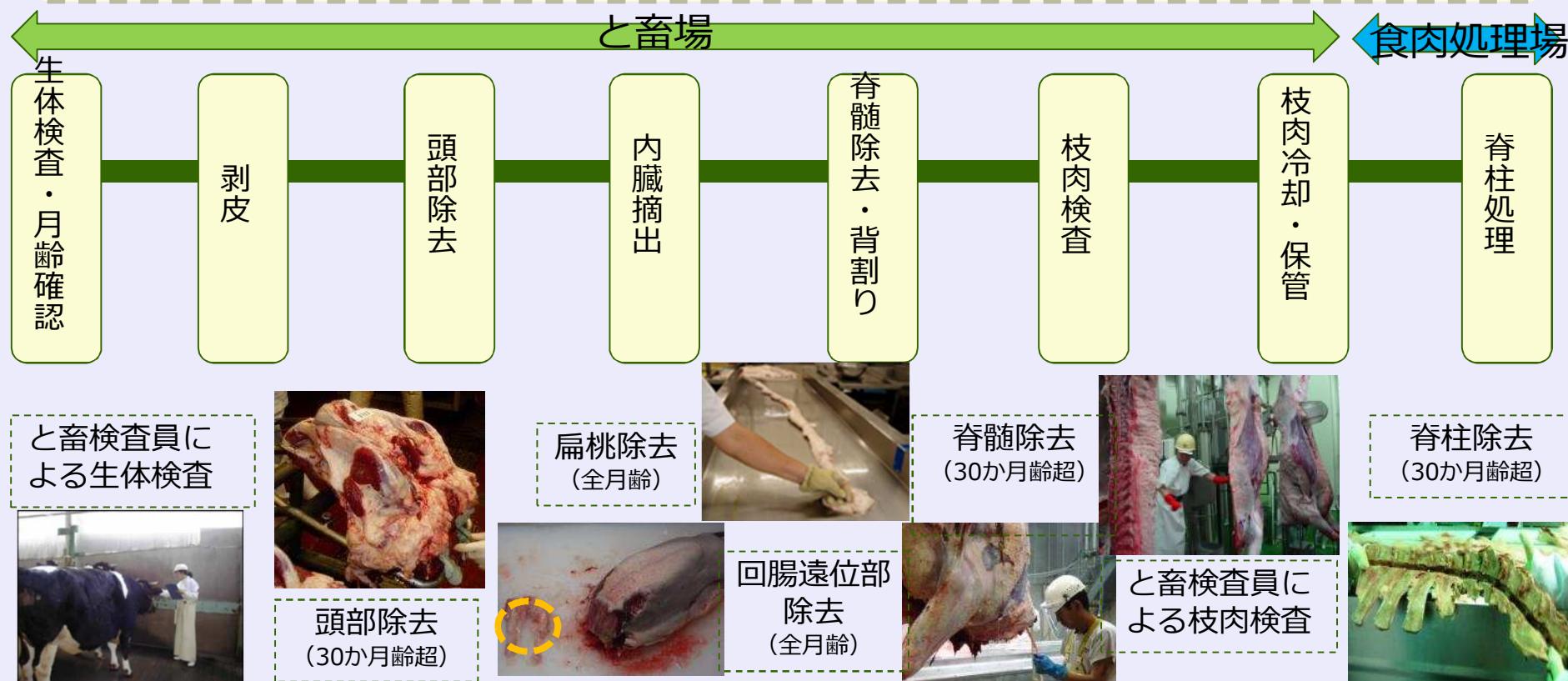


と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去

- と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去・焼却を義務付け。
- と畜検査員等による遵守状況の監視。→ 厚生労働省で結果公表。

【SRM】

- ・ 30か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く。）、脊髄及び脊柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部



■ 48か月齢超のBSE検査結果（全頭検査見直し以降）

■ と畜場のBSEスクリーニング検査結果（平成25年7月～）

搬入日	症状を呈する牛※1		48か月齢超の牛※2		その他の牛※3		計	
	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性
平成25年7月1日 ～平成26年3月31日	159	0	157,262	0	360	0	157,781	0
平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	204	0	195,099	0	337	0	195,640	0
平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	55	0	188,673	0	315	0	189,043	0
平成28年4月1日 ～平成28年9月30日	32	0	85,132	0	131	0	85,295	0
計	450	0	626,166	0	1,143	0	627,759	0

※1 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

※2 48か月齢超の健康と畜牛

※3 48か月齢以下の健康と畜牛（モニタリング検査）、耳標が脱落し、月齢が確認できなかった牛等



平成25年7月1日の全頭検査見直し以降、と畜場のBSE検査によるBSE陽性事例はなし。

■ BSE対策の再評価依頼の背景(平成27年12月)

- 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価

- 2009～2015年にBSE摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる。
- 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。



検査対象月齢の変更を実施した2013年7月から2015年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481,207頭について、BSE検査の結果は全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、国内対策の変更について、平成27年12月18日、食品安全委員会に諮問した。

■ 食品安全委員会の食品健康影響評価のまとめ(平成28年8月30日)

【検査対象月齢】

- 今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年5月評価書の評価は妥当であると考えられる。
- 非定型BSEは、疫学的に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はなく、発生頻度も極めて低い。
H型について、動物実験から人への感染の可能性は確認できない。
L型について、SRM以外の組織の感染性は極めて低い。



牛群のBSE感染状況、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程での措置に加え、種間バリアの存在を踏まえると、SRM（脳、脊髄など）以外の牛肉等の摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い。

【評価結果（検査対象月齢）】

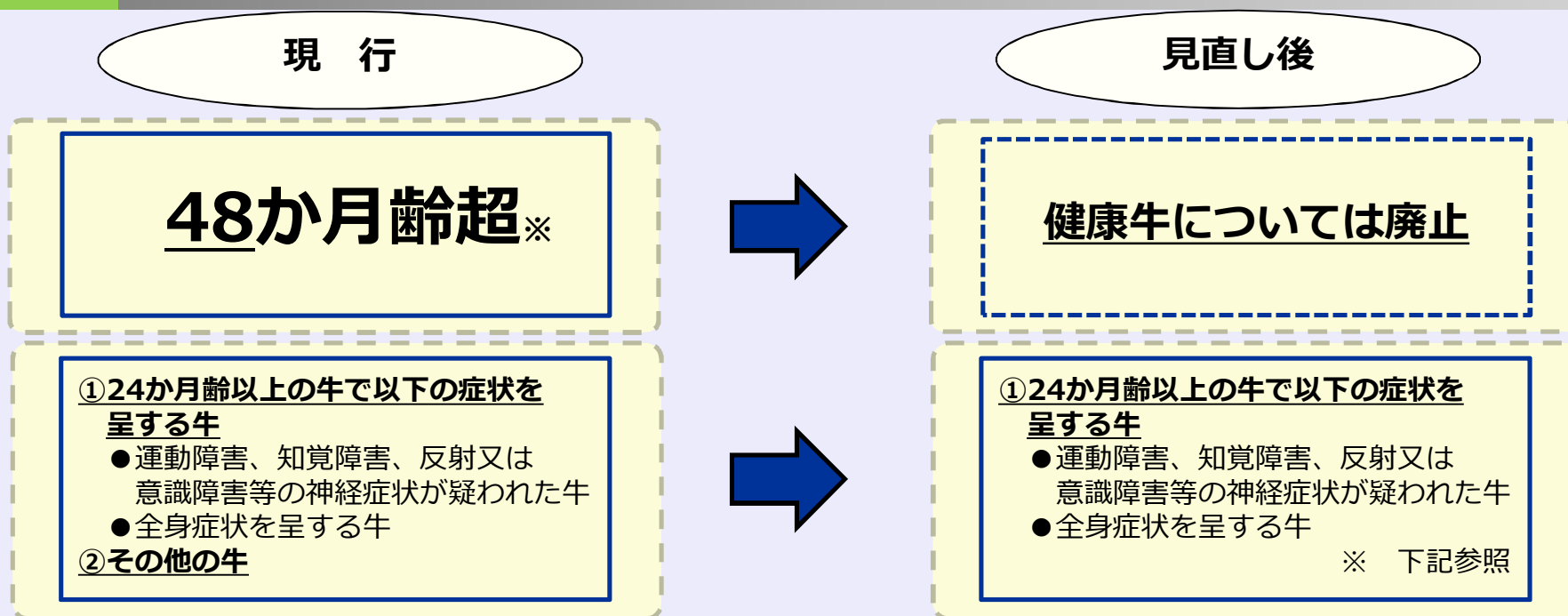
- 現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。

（その他、飼料規制の実効性の確保、非定型BSEに係る知見の収集についても言及。）

【SRMの範囲（引き続き、評価依頼中）】

■ 今後の対応 ～BSEスクリーニング検査対象月齢～



※食品安全委員会より、症状牛のうち、全身症状を呈する牛について、自治体に対しその内容を適切に周知することについて意見があったことを踏まえ、症状牛についてBSE検査するための手順を以下のとおりとする。

BSEスクリーニング検査は、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛についてと畜検査員が疾病鑑別の観点から必要と判断する場合につき実施する。

症状の原因の探索にあっては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等により確認する。

なお、農林水産省の牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においては、異常牛の臨床症状(特定臨床症状)について、以下のとおり示されているので診断の参考とする。

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
 - a 興奮しやすい
 - b 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c 群内序列の変化
 - d 搾乳時の持続的な蹴り
 - e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f 扉、柵等障害物におけるためらい等
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

■ 今後の対応(スケジュール)

○8月30日 食品安全委員会から答申

(伝達性海綿状脳症部会後の厚生労働省の手続き (予定))

- 11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
伝達性海綿状脳症対策部会
- 12月12日～1月10日 パブリックコメント
16日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会報告
20日、22日 リスクコミュニケーション (兵庫、東京)

(2017年)

- 2月上旬目途 関係省令の改正、補助金実施要綱の改正
- 4月1日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

輸入対策の概要



■ BSE発生国への対応

国名	OIE ステータス	H17 年度	～	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28年度
米国	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開（H17年12月12日～）
カナダ	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開（H17年12月12日～）
フランス	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開（H25年2月1日～）
オランダ	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開（H25年2月1日～）
アイルランド	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開（H25年12月1日～）
ポーランド	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開（H26年8月1日～）
ブラジル	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H27年12月21日～）
ノルウェー	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H28年2月2日～）
デンマーク	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H28年2月2日～）
スウェーデン	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H28年2月26日～）
イタリア	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H28年5月2日～）
スイス・リヒテンシュタイン	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 （H28年7月5日～）
オーストリア	 無視できる リスク							食品安全委員会においてリスク評価中

一定条件：SRM除去及び30か月齢以下であること（）等

（アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下（）、オランダはH27年6月まで12か月齢以下（）、ブラジルは48か月齢以下（））



■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米国  カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	48か月齢超	—	72か月齢超 (注3)	— (注4)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	48か月齢以上の死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク 牛の一部 (カナダは30か月齢超)	48か月齢超の 高リスク 牛	30か月齢以上の 高リスク 牛の一部

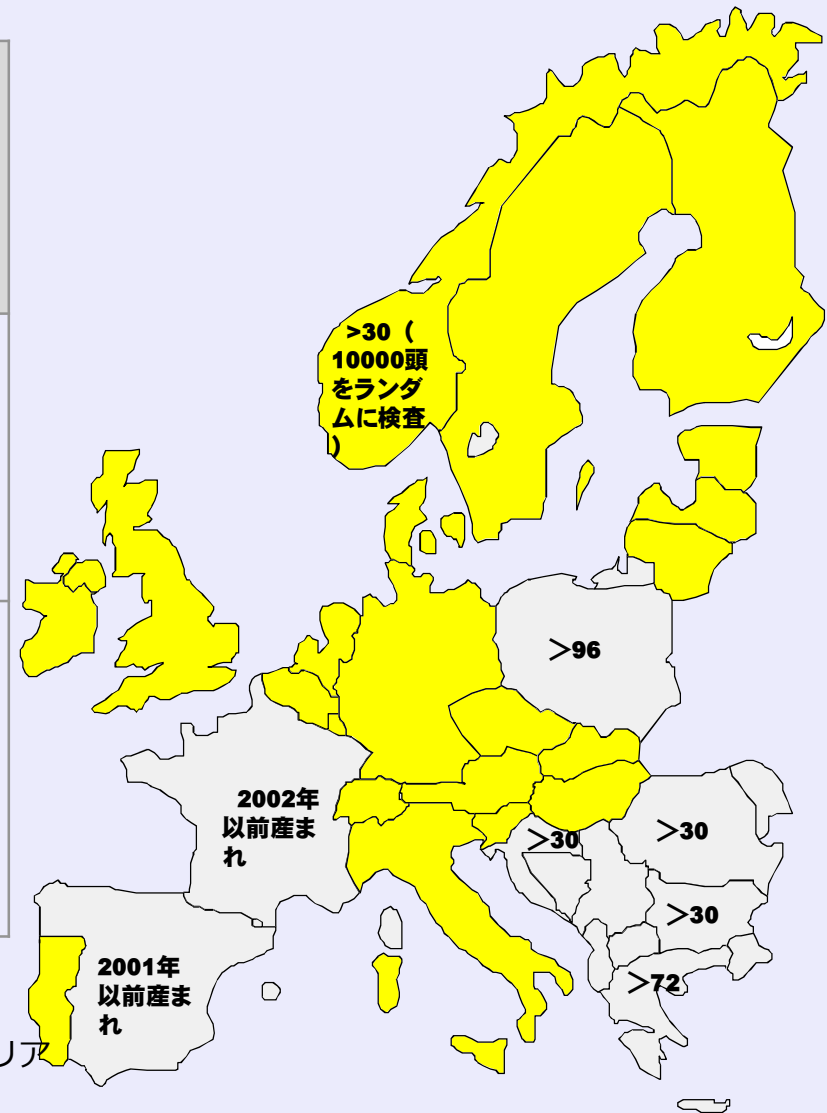
(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

右図の黄色は健康と畜牛の検査を廃止した国。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。



■ 特定危険部位（SRM）の除去

	日本 		米 国 	カナダ 	E U 		O I E 基準  (管理されたリスク)
	現在	諮問内容			無視できるリスク	管理された 又は不明の リスク	
頭 部	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭蓋 頭部の骨格、脳、眼 などを含む部位	30か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	30か月齢超 頭蓋
扁桃	全月齢	—	全月齢	30か月齢超	—	全月齢	全月齢
せき髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超	12か月齢超	30か月齢超
せき柱 背根神経節を含む	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超
腸	全月齢 回腸遠位部	—	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	—	全月齢の 小腸の後部4 m、盲腸及び 腸間膜	全月齢の 回腸遠位部

■ 飼料規制

		給 与 飼 料					
		日 本 		米 国 ・ カナダ  		E U 	
		反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	×	×	×
	牛以外の 反芻類	×	×	×	○	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
無視できるリスクの国 (注1) オーストラリア、日本 (注2)、米国、オランダ、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、イタリア等46ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること
管理されたリスクの国 カナダ、フランス、ポーランド、アイルランド、英国等8ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱
不明のリスクの国	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱

(注1) 「無視できるリスク」の国の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等

(注2) 平成25年5月28日、OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

■ 各国輸入実績(平成25年2月1日以降)

国名	品目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		総計	
		届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)
米国	肉	1,970	18,759	17,656	204,823	17,010	191,860	14,829	161,073	51,465	576,514
	内臓	1,552	2,948	12,001	38,448	12,122	40,616	11,960	42,761	37,635	124,774
米国 集計		3,522	21,707	29,657	243,271	29,132	232,476	26,789	203,834	89,100	701,288
カナダ	肉	84	847	904	12,904	1,006	15,805	871	8,687	2,865	38,242
	内臓	84	121	680	2,873	671	3,256	1,033	4,539	2,468	10,789
カナダ 集計		168	968	1,584	15,777	1,677	19,061	1,904	13,225	5,333	49,031
フランス	肉	30	7	322	127	351	217	384	311	1,087	662
	内臓	36	1	424	9	402	18	385	6	1,247	34
フランス 集計		66	8	746	136	753	235	769	317	2,334	696
オランダ	肉	3	0	10	9	18	26	26	117	57	152
	内臓	2	0	12	16	10	14	10	11	34	40
オランダ 集計		5	0	22	25	28	40	36	128	91	193
アイルランド	肉					35	190	54	244	89	434
	内臓					29	18	80	252	109	271
アイルランド 集計						64	208	134	497	198	705
ポーランド	肉					10	45	34	648	44	693
	内臓					3	0	3	0	6	0
ポーランド 集計						13	45	37	648	50	693

※集計期間:平成25年2月1日～平成28年3月31日(確定値)、ただし以下の国は輸入再開日～平成28年3月31日(確定値)。

国名	輸入再開日
アイルランド	平成25年12月1日
ポーランド	平成26年8月1日



■ 輸入条件不適合事案(平成25年2月1日以降)

米国

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	JBS社サウダートン工場	H28.8.12		30か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった

オランダ

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	VITELCO B.V.	H25.4.26	H25.5.17	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	T. BOER EN ZONEN B.V.	H25.7.18	—	対日輸出プログラムの対象に含まれない、子牛の蹄(特定危険部位ではない。)が輸入。

フランス

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	ETABLISSEMENTS JEAN CHAPIN	H25.4.26	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	TENDRIADE-COLLET -TENDRIADE COLLECT CHATEUBOURG	H25.4.26	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
3	と畜場: ESTABLISSEMENTS PUIGRENIER カット施設: ESTABLISSEMENTS PUIGRENIER	H25.5.20	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
4	GROUPE BIGARD	H25.5.20	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
5	SOCOPA VIANDES	H26.8.21	H27.7.14	扁桃の除去が不十分な舌の輸入



■ 輸入条件不適合事案(平成25年2月1日以降)

カナダ

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	JBS FOOD CANADA INC.	H26.3.24	H26.5.14	30 か月齢超の牛に由来する牛肉が 対日輸出されていた

ポーランド

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	ZAKLAD PRZEMYSŁU MIĘSNEGO BIERNACKI SP. Z O. O.	H26.12.22	H27.4.3	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	"SOKOŁOW" SPÓŁKA AKCYJNA ODDZIAŁ W TARNOWIE	H28.6.27	H28.10.14	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

アイルランド

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	KEPAK CORK ASHBOURNE MEAT PROCESSORS	H28.5.25	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

デンマーク

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	A/S Hjalmar Nielsen. Eksport- og Importforretning	H28.9.12	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入



参考



国産牛のBSE対策の経緯①（参考）

平成13年 (2001) ・ 9月10日 ・ 10月4日 ・ 10月18日～	国内において1頭目のBSE感染牛確認（農） 肉骨粉飼料完全禁止（農） と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査（厚） 特定部位（全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髓、扁桃及び回腸遠位部）の除去、焼却の義務づけ（厚）
平成14年 (2002) ・ 6月14日	牛海綿状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）
平成16年 (2004) ・ 2月16日～ ・ 2月 ・ 9月9日	BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚） 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始（食安委） 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表（食安委） ・ 特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。 ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等
・ 10月15日	全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農） ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等
平成17年 (2005) ・ 5月6日 ・ 7月1日	食品安全委員会から答申（厚、農） 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚） ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上
・ 8月1日	改正省令の施行（厚） ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。
平成21年 (2009) ・ 4月1日～ ・ 5月26日	と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング^(注)を禁止（厚） (注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

国産牛のBSE対策の経緯②（参考）

平成23年 (2011) ・ 12月19日	BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問（厚）
平成24年 (2012) ・ 10月22日	食品安全委員会から1次答申（厚）
平成25年 (2013) ・ 2月 1日 ・ 4月 1日 ・ 5月13日 ・ 5月28日 ・ 6月 3日 ・ 7月 1日	関係省令等の一部改正の公布 検査対象月齢：20ヶ月超→30ヶ月超、SRMの国際基準整合（30ヶ月齢以下の脊柱を除外） 関係省令等の一部改正の施行（30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外） 食品安全委員会から2次答申（厚）（検査対象月齢を48ヶ月超を可能とする評価結果） OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 ・ 検査対象月齢：30ヶ月超→48ヶ月超 改正省令の施行（厚） ・ 国庫補助についても同時に対象を48ヶ月超に見直し
平成26年 (2014)	
平成27年 (2015) ・ 3月27日 ・ 12月18日	SRMから頭皮を除外（ゼラチン及びコラーゲンに係る見直し） BSE国内対策の見直しに関する食品安全委員会の諮問 ①と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価 ②SRMの範囲に係るリスク評価
平成28年 (2016) ・ 8月30日	食品安全委員会から答申（と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価結果） 48ヶ月齢超の健康牛のBSE検査を廃止してもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

輸入牛肉のBSE対策の経緯①(参考)

平成8年

(1996)

- ・ 3月25日
- ・ 3月26日

欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成12年

(2000)

- ・ 12月22日

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成13年

(2001)

- ・ 2月15日

BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

平成15年

(2003)

- ・ 5月21日
- ・ 12月24日

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止
米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

平成17年

(2005)

- ・ 5月24日
- ・ 12月 8日
- ・ 12月12日

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問
食品安全委員会の答申
米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開
・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
・ 特定危険部位（SRM）はあらゆる月齢から除去



輸入牛肉のBSE対策の経緯②(参考)

平成19年

(2007)

- ・ 5月25日
- ・ 6月 1日
- ・ 6月20日

OIE総会（米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定）
カナダ側から輸入条件見直し協議の要請
米国側から輸入条件見直し協議の要請
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

平成23年

(2011)

- ・ 12月19日

BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問

平成24年

(2012)

- ・ 10月22日
- ・ 12月 8日

食品安全委員会から答申
ブラジルにおいてBSE感染牛確認、輸入手続停止

平成25年

(2013)

- ・ 2月 1日
- ・ 4月12日
- ・ 5月28日
- ・ 12月 2日

米国、カナダ、フランス、オランダ産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問
OIE総会において、日本、米国、オランダ等を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。
アイルランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）

平成26年

(2014)

- ・ 8月 1日
- ・ 12月16日

ポーランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会より答申



輸入牛肉のBSE対策の経緯③(参考)

平成27年

(2015)

- ・ 1月23日 米国産牛肉等加工品の輸入再開
- ・ 3月27日 BSE発生国から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱いの見直し
- ・ 12月21日 ブラジル産牛肉の輸入条件改正・施行（48か月齢以下の牛由来等）

平成28年

(2016)

- ・ 2月 2日 ノルウェー・デンマーク産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 2月26日 スウェーデン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 5月 2日 イタリア産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 7月 5日 スイス・リヒテンシュタイン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）